# 都道府県別予算枠算定の考え方

# 第1 都道府県別予算枠の算定

産地生産基盤パワーアップ事業の都道府県別予算枠の算定の考え方については、次のとおりとする。

### I 収益性向上対策

### 1 特別枠

# (1) スマート農業推進枠 (20 億円)

- ア 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別記3の別紙7のIの1の(7)のア に規定するスマート農業推進枠に該当する別表1-1に掲げるロボット・ICT機器を導入する計画については、実施要領別紙I7(別表2-1を参照)に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を都道府県別予算枠とする。
- イ アにより算定した結果、要望額が予算枠を上回る場合は、予算枠の範囲内で算 定する。なお、当該予算枠に同一ポイントの計画が複数ある場合は、計画に都道府 県が付与した優先順位の高い順(優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順)に 配分する。
- ウ スマート農業の導入・定着の取組を併せて要望している計画は、該当するロボット技術・ICT機器と一体的に配分する。

## (2) 施設園芸エネルギー転換枠(10億円)

- ア 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別記3の別紙7のIの1の(7)のイに規定する施設園芸エネルギー転換枠に該当する省エネ機器等を導入する計画については、実施要領別紙17(別表2-1を参照)に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を都道府県別予算枠とする。
- イ アにより算定した結果、要望額が予算枠を上回る場合は、予算枠の範囲内で算 定する。なお、当該予算枠に同一ポイントの計画が複数ある場合は、計画に都道 府県が付与した優先順位の高い順(優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順) に配分する。

## (3) 持続的畑作確立枠(6億円)

- ア 産地生産基盤パワーアップ事業実施要領別記3の別紙7のIのI00(7)のウに規定する持続的畑作確立枠に該当する別表1-2に掲げる輪作体系の確立に向けて農業機械等を導入する計画については、別表2-2に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を都道府県別予算枠とする。
- イ アにより算定した結果、要望額が予算枠を上回る場合は、予算枠の範囲内で算 定する。なお、当該予算枠に同一ポイントの計画が複数ある場合は、計画に都道

府県が付与した優先順位の高い順(優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順) に配分する。

# 2 一般枠(特別枠以外)

特別枠以外の計画については、実施要領別紙17(別表2-1を参照)に基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を都道府県別予算枠とする。

3 1及び2で算定した特別枠と一般枠を都道府県ごとに合計した額を都道府県別予算枠とする。

### Ⅱ 生産基盤強化対策

- (1) 農業用ハウスの再整備・改修、果樹園・茶園等の再整備・改修、農業機械の再整備・改良、生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及に向けた取組について、それぞれ都道府県が付与した優先順位の高い順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、取組ごとの合計額を都道府県別予算枠とする。
- (2) 全国的な土づくりの展開の取組について、取組主体の牛ふん堆肥等の実施面積の合計値に実施要領に基づく単価を乗じた額及びペレット堆肥の実施面積の合計値に 実施要領に基づく単価を乗じた額の和又は事業費の積み上げ額のいずれかのうち小さい額を都道府県別予算枠とする。都道府県別予算枠の合計値が予算額を上回る場合は、都道府県別予算枠の割合により按分し、予算の範囲内で算定する。

# 第2 予算枠の流用等

- 1 収益性向上対策の一般枠、生産基盤強化対策(Ⅱの(1)の取組)において予算枠が不足する場合は、他の予算枠の取組の実施に不足が生じない範囲で他の予算枠から流用することができるものとする。
- 2 最後の算定対象の計画の要望額が全額配分とならない場合は配分の対象としない。

## 第3 その他

実施要綱第2のただし書きにより農産局長が別に定める実施要領に基づき行う災害等緊急に対応する事業にあっては、第1に掲げる算定額とは別に都道府県別予算枠として配分できるものとする。

この場合の都道府県別予算枠算定の考え方については、原則、都道府県の要望額に応じて配分する。

### 第4 都道府県別予算枠算定の考え方の見直し

都道府県別予算枠算定の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な 政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直 しを行うものとする。

# 支援の対象とするロボット技術・ICT

# 1. ロボット

製品名	技術の内容
農業機械の自動操舵システム	・衛星測位システム等の技術の活用により、直進部分を自動
	で走行する技術(自動操舵システム一式、RTK-GPS 基地局)。
	・自動操舵システムを内蔵した農業機械を含む。
土壌センサー搭載型可変施肥田植機	・土壌肥沃度のセンサーを搭載し、肥沃度に応じて施肥量を
	調節する機能を有する田植機
農薬散布等用無人航空機(マルチコプ	・農薬や肥料等の空中散布やセンシングを行う無人航空機。
ターを含む)	マルチコプター (いわゆるドローン) を含む。
収穫機、運搬機、選果機の自動化技術	・収穫部等の制御技術の活用により自動で収穫し、運搬、選
	果する技術。
農業用アシストスーツ	・農林水産物の生産過程における持ち上げ、中腰作業等の高
	負担作業について、作業者の動作を補助する動力を用いた装
	着型の機械。
農産物の生産、加工・調製、出荷(い	・本事業におけるロボットとは、センサー、知能・制御系、
ずれも農業者自身が行うもの) のいず	駆動系の3つの要素技術を有する知能化した機械システム
れかの段階において、作業の効率化・	とする。
省力化・軽労化又は農産物の品質向	・精密管理に必要な作業機(GPS レベラー等)、可変施肥機、
上、収量の安定等に資するロボット技	収量コンバインも対象とする。
術	

# 2. ICT 機器

製品名	技術の内容
ほ場・土壌情報管理システム(フィ	・ほ場環境(温度、湿度、日照量等)や土壌状態(水位、肥沃土
ールドサーバーを含む)	等)、作物の生育状況等を検知するセンサーによって様々な情報
	を取得して通信する機器、及びデータを農業者に提供する機器。
水田給排水システム	・センサーや通信機能を活用し、スマートフォンやパソコンか
	ら給排水バルブを遠隔操作及び自動制御し、水田の水管理を行
	う技術。
施設園芸の高度環境制御システム	・園芸施設の環境制御において、温度や湿度、日射量、CO2等の
	複数のセンサーで計測された情報を基に、暖房機や天窓、カー
	テン、循環扇等の複数の環境制御機器を組み合わせた制御をICT
	を活用して自動で行うことができるシステム。
既にサービスが開始されている	・農産物の生産、加工・調製、出荷(いずれも農業者自身が行う
ICT 機器	もの)のいずれかの段階において、作業の効率化・省力化・軽
	労化又は農産物の品質向上、収量の安定等に資する ICT に限る。

# 支援の対象とする農業機械等

地域における輪作体系の確立に向け、かんしょ及び畑地に作付けされるばれいしょ、豆類、てん菜、子実用トウモロコシ(食用に子実を加工するもの)の省力機械化作業体系構築のために必要となる農業機械等とする。

なお、ばれいしょのうち種子用ばれいしょについては、畑地以外に作付けされる取組についても 対象とする。 成果目標等に関するポイントについて、各項目からいずれかを選択して算定するものとする。

```
成果目標等に関するポイントの内容
```

- ○目標値(以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること。ただし、「燃油使用料の15%以上の低減」については、施設園芸エネルギー転換枠に限って選択できることとする。)
- ・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減

20%以上・・・10 ポイント

18%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6ポイント

13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

・販売額又は所得額の10%以上の増加、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加

20%以上・・・10 ポイント

18%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6ポイント

13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

・輸出向け出荷額の割合5%以上

10%以上・・・10 ポイント

9%以上・・・8ポイント

8%以上・・・6ポイント

7%以上・・・4ポイント

5%以上・・・2ポイント

・輸出向け年間出荷量10トン以上

20 トン以上・・・10 ポイント

18 トン以上・・・8 ポイント

15 トン以上・・・6 ポイント

13 トン以上・・・4 ポイント

10トン以上・・・2ポイント

・労働生産性の10%以上の向上

20%以上・・・10 ポイント

18%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6ポイント

13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

・農業支援サービス事業体の利用割合の向上

20%以上・・・10ポイント

18%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6ポイント

13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

・燃油使用量の15%以上の低減

60%以上・・・10 ポイント

50%以上・・・8ポイント 40%以上・・・6ポイント 30%以上・・・4ポイント 15%以上・・・2ポイント

### ○波及性

・計画の実施面積が、面積要件に対して

200%以上・・・10 ポイント 180%以上・・・8 ポイント 150%以上・・・6 ポイント 130%以上・・・4 ポイント 100%以上・・・2 ポイント

#### ○実効性

・都道府県の普及組織等による技術的なサポート及び技術普及の取組を実施・・・5ポイント

#### ○重点品目加算

- ・実施要領別紙16の6の重点品目の取組を実施(輸出の取組)・・・・10ポイント
- ・実施要領別紙16の6の準重点品目の取組を実施(輸出の取組)・・・5ポイント

※これらの輸出の取組以外の取組である場合には、加算するポイントを半分として加算するものとする。

ただし、「重点品目加算ポイントの内容」欄に掲げる品目以外の品目であっても、輸出事業計画に認定された 取組又は農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき輸出産地としてリスト化された産地の取組については、 準重点品目に準じて5ポイントを加算できるものとする。

・上記以外の品目の取組を実施・・・0ポイント

注:複合品目にかかる取組の場合にあっては、目標年度における栽培面積の大きい品目から順に過半を占めるまでの品目のうち最大のポイントを加算するものとする。

- ○輸出優先枠との連携
- ・整備事業の輸出優先枠の取組と連動した取組・・・5ポイント
- ○都道府県加算
- ・都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断したものについて、加算・・・ $1\sim2$ ポイント

(都道府県加算ポイントは、各都道府県において加算するポイントの合計は、年間2ポイント(北海道にあっては3ポイント)に実施要領別記3の第17の1の加算ポイントを増減したポイントを上限とする。)

収益性向上対策(持続的畑作確立枠)の成果目標等に関するポイントの基準について、各項目からいずれかを選択して算定すること。

### 成果目標等に関するポイントの内容

- ○目標値(本事業の取組による効果に係る成果目標について、以下の項目のうち、原則としていずれか 一つを選択して算定すること。なお、複数の成果目標を選択した場合は、各成果目標ポイントの平均 値を、本目標値のポイントとすること。)
- ・サツマイモ基腐病が発生した当該地域の10a当たり収量を10%以上増加

20%以上・・・10ポイント

18%以上・・・8ポイント

15%以上・・・6 ポイント

13%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

・ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付割合を10ポイント以上増加

30ポイント以上・・・10ポイント

25ポイント以上・・・8ポイント

20ポイント以上・・・6ポイント

15ポイント以上・・・4ポイント

10ポイント以上・・・2ポイント

・ジャガイモシストセンチュウ抵抗性又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種割合を 50%以上に増加

60%以上・・・10ポイント

58%以上・・・8ポイント

55%以上・・・6ポイント

53%以上・・・4ポイント

50%以上・・・2ポイント

・種子用ばれいしょのり病率低減の取組を作付面積の50%以上で実施

60%以上・・・10ポイント

58%以上・・・8ポイント

55%以上・・・6ポイント

53%以上・・・4ポイント

50%以上・・・2ポイント

・豆類又はばれいしょの導入比率を2ポイント以上増加

10ポイント以上・・・10ポイント

8ポイント以上・・・8ポイント

6ポイント以上・・・6ポイント

4ポイント以上・・・4ポイント

2ポイント以上・・・2ポイント

・需要が見込まれる品目・品種への10%以上の転換

20%以上・・・10ポイント

```
18%以上・・・8 ポイント
           15%以上・・・6ポイント
           13%以上・・・4ポイント
           10%以上・・・2ポイント
・需要が見込まれる品目・品種を輪作対象面積の10%以上導入(対象作物の作付け実績がない場合)
           15%以上・・・10ポイント
           13%以上・・・8ポイント
           12%以上・・・6ポイント
           11%以上・・・4ポイント
           10%以上・・・2ポイント
・てん菜の直播率の10%以上の増加
          20%以上・・・10ポイント
          18%以上・・・8ポイント
          15%以上・・・6 ポイント
          13%以上・・・4ポイント
          10%以上・・・2ポイント
・基幹作業(育苗、播種・植付、収穫等)の外部化又は共同化の割合を10ポイント以上増加
           20ポイント以上・・・10ポイント
           18ポイント以上・・・8 ポイント
           15ポイント以上・・・6 ポイント
           13ポイント以上・・・4ポイント
           10ポイント以上・・・2ポイント
```

# ○波及性

・取組計画の実施面積が、面積要件に対して

200%以上・・・10ポイント 180%以上・・・8ポイント 150%以上・・・6ポイント 130%以上・・・4ポイント 100%以上・・・2ポイント

#### ○実効性

・都道府県の普及組織等による技術的なサポート及び技術普及の取組を実施・・・5ポイント